

株主各位

第100期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ◆業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ◆連結計算書類の連結注記表
- ◆計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社オーバル

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oval.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は以下の経営理念を定めております。

『確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。』

“確かな計測技術で”

- 「流体計測技術」から将来を見据えた新たなビジネス拡大の可能性として、「計測技術」まで事業領域を拡大

“新たな価値を創造”

- お客様に付加価値の高いセンサ・ソリューション、そしてサービスを提供

“豊かな社会の実現に貢献”

- 地球温暖化問題への取り組み。カーボンニュートラル、水素、アンモニア、メタネーションなどへの関連商品を提供し、再生エネルギーのサプライチェーンに貢献

- SDGsの17の目標：「産業界のマザーツール」メーカーとして、商品を通して社会の営み、あらゆる産業を下支え

この理念達成のために、従業員が遵守すべき指針およびルールとしてオーバル行動指針、社内規程を定めております。これらは、社会の一員として会社および従業員が当然に遵守しなければならない基本的な事項として法令・規則を土台としております。さらに毎年、会社としての業務指針、企業方針、部門としての運営方針、部署としての業務目標を定めて、業務管理を実施しております。また、CSR行動規範を定めて公正な風土作りに努めており、今後とも社会規範に則り、公明正大な経営に努めます。

(1) 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

取締役会規則および文書取扱保管規程等に基づき、取締役会の決議事項および報告事項を議事録へ記載および保存、また、稟議規程に基づき稟議決裁書の保存および管理を行い、常に取締役の業務執行に係る情報および執行過程を検証できるようにする。

また、主要な会議・委員会の議事録は電磁的媒体により経営企画室に保管され、取締役および監査等委員会は、経営企画室長に申し出ていつでも閲覧することができる。

【運用状況】

取締役会議事録、稟議決裁書および主要な会議・委員会の議事録は、法令や規程に基づき作成され、取締役および監査等委員会から請求があった場合には、取締役の業務執行に係る情報や執行過程が検証できるように適切に保管されております。

(2) 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

① 各部門において、年に一度潜在化している重要なリスクの抽出を行い、新たに抽出されたリスクに対する防止策を構築する。また、現在把握しているリスクに対するマネジメントが有効かどうか、適宜検討する。

【運用状況】

各部門において業務に関連する重要なリスクの抽出と見直しを定期的に行い、防止策を構築しております。

② 秘密情報管理規程等に従い、企業秘密の管理を徹底する。また、秘密情報にアクセスできる従業員を制限し、必要最小限とするよう徹底する。

【運用状況】

秘密情報管理規程で秘密情報の取扱いと保管について定め、秘密情報を知りうる従業員を制限しております。

③ 定期的に従業員に対し、リスクマネジメントに関する教育および研修を実施する。

【運用状況】

新入社員研修や階層別研修におけるリスクマネジメントを含むCSR教育や規程に関する教育、また、職長教育における安全衛生に関する教育、さらに、当社および国内子会社全社員に対してコンプライアンス研修を実施しております。

④ 監査室による内部監査において、各部署におけるリスクマネジメントが十分に行われているか必要に応じて監査する。

【運用状況】

監査室は、各部署の業務が規程や作業要領書に基づいて適切に行われているかを検証しております。

(3) 「当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われ、かつ法令および定款に適合することを確保するための体制」

① 会社は毎年経営に関し「業務指針」と「企業方針」を示し、それらに基づいて各部門部長は「部門運営方針」を制定し、さらにそれらに基づいて各部署の課長は「部署別業務目標」を定め、中期経営計画の達成に向けた戦略を実行する。

【運用状況】

中期経営計画に基づき、毎期首に代表取締役社長が業務指針および企業方針を定めております。制定された業務指針と企業方針に基づき、各部門部長は部門運営方針を制定し、各部署の課長は、部門運営方針を達成するための部署別業務目標を制定しております。各課の課員は、部署別業務目標を達成するために個人別業務目標を作成し、各従業員の目標が、中期経営計画達成につながるよう目標管理を行っております。

② 月1回以上取締役会を開催し、決議事項に関する討議、業務執行状況の報告を受けることで、取締役会および取締役の他の取締役に対する監視を機能させる。

【運用状況】

原則として毎月1回取締役会を開催し、各取締役は業務執行の進捗報告をし、取締役会での相互監督と業務執行に係る建設的な議論を行っております。また、毎月1回経営会議を開催し、重要案件についての審議の充実を図っております。

③ 業務分掌に従い、各部門の分掌に従った業務を責任をもって効率よく遂行する。

【運用状況】

毎期首に業務分掌を定め、業務分掌に従って各部門の業務は効率よく遂行しております。

④ 権限統制規程に従い、取締役、執行役員、部門部長、部次長および課長の権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行および同規程に基づく権限委譲による効率よい業務遂行を行う。

【運用状況】

権限統制規程において、職制ごとに権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行および権限委譲を行い、効率よい業務遂行を行っております。

- ⑤ 「オーバル行動指針」に明記された行動指針、ア.公共性・社会性 イ.社会的責任 ウ.環境保護 エ.公正取引の実施・取引法令の遵守に沿って全取締役、全従業員は行動し、具体的な規範として定めた「行動指針（コンプライアンス）要領書」を参考にして、業務の中で自然に責任ある行動を取る環境を醸成する。

【運用状況】

「行動指針（コンプライアンス）要領書」により、法令を遵守し、社会的責任のある行動がとれるよう全取締役、全従業員に周知しております。

- ⑥ 稟議規程および文書取扱保管規程に従い、従業員の業務遂行に関しても、業務遂行に係る情報および遂行過程を検証できるようにする。

【運用状況】

経営企画室が主管部署となり、稟議決裁手続きを通じて従業員の業務遂行が適切に行われているかを検証しております。

- ⑦ 独立性を保った監査を実施するために監査室を設置し、監査室による内部監査において、各部署における業務の効率性と法令遵守が十分に図られているか必要に応じて監査する。

【運用状況】

監査室は監査計画に基づき適切に監査を実施しております。

- ⑧ コンプライアンス相談・通報制度により、万一社内に不正または問題があった場合、従業員の地位を保障し、通報を促すことにより、正確な情報を収集して、管理担当取締役へ伝達し、その情報を基に対策を講じる。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報制度運用規程を定め、不正または問題があった場合には、子会社を含めた全従業員がコンプライアンス相談・通報窓口に通報できることとしております。通報があった場合には、管理担当取締役および監査等委員会に報告され、コンプライアンス委員会を通じて解決を図っております。

- ⑨ 反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては、人事総務グループが総括部署となり、所轄の警察署や顧問弁護士との連携を取りながら、毅然とした態度で対応する。

【運用状況】

反社会的勢力との関係を遮断するために、新規の取引契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力ではないことを確認した上で契約締結をしており、また、取引基本契約と同時に覚書を締結し、当社および取引先がともに反社会的勢力ではないことを相互に確認しております。

- ⑩ 財務報告の適正性・信頼性を確保する体制を構築し、定期的に見直しを行い、最適化を図る。

【運用状況】

財務報告の適正性・信頼性を確保するために、内部統制の体制整備に関する資料収集や評価を定期的に行っております。

(4) 「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 子会社に派遣された取締役および監査役からの報告ないし当社監査室の監査報告により、当社取締役および監査等委員会は子会社取締役の業務執行を監視・監督する。さらに当社監査等委員会は必要に応じて直接子会社監査を行い、当社子会社管理体制および企業集団の内部統制システムが適正に構築・運用されている状況を監視・監督する。

【運用状況】

監査等委員会は、監査計画に基づき子会社の監査役と情報交換を図り、業務報告を受けるとともに説明を求め質問をし、調査監督しております。また、必要に応じ監査室と連携し、子会社に直接赴き検証しております。

- ② 当社は、子会社の損失の危険の管理および経営の効率化を図るために、関係会社の経営管理運営規程を設け、子会社における重要事項の実施については当社経営企画室の事前承認を、さらに重要度の高い事項の実施については当社取締役会の事前承認を得ることを遵守させる。また、報告事項として、中期経営計画の策定や取締役会での審議事項、月次・四半期・年次決算の報告など、子会社の経営や営業に係る重要事項の報告を確実に行わせる。万が一、重大なクレームや災害に起因する損害など業務上の重大な損害が生じた場合は、当社への報告を徹底させる体制を整える。

【運用状況】

経営企画室が主管部署となり、関係会社の経営管理運営規程に基づき、子会社から重要な業務執行について適切に報告を受けております。

- ③ 当社の監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が図られているか、必要に応じて監査する。

【運用状況】

監査室は、監査計画に基づき監査を実施し、子会社の業務状況を検証しております。

(5) 「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項」

監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会にスタッフを置くこととし、その人事については、取締役(監査等委員を除く)と監査等委員会が意見交換を行う。また、上記スタッフは、監査等委員会の指示にのみ従い監査等委員会監査の補助を行う義務を負うものとし、取締役(監査等委員を除く)からの独立を保障する。

【運用状況】

監査等委員会の要請に応じて、適宜、監査室が監査等委員会の業務補助を行っております。補助を行った監査室スタッフは、監査等委員会からの指示に忠実に従っております。

(6) 「監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ① 監査等委員会と代表取締役社長が定期的に会合を持ち、取締役の業務執行の状況、その他会社の状況について率直に意見交換を行う。

【運用状況】

監査等委員会は、今期においては3回、代表取締役社長と会合を持ち、取締役の業務執行状況や会社の状況について率直な意見交換を行っております。

- ② 監査等委員会は、取締役会等の重要な会議に出席し、議事の経過および結果を監査する。また、当社は監査等委員会から出席要求のあった会議には出席の便宜を図る。

【運用状況】

監査等委員会は、取締役会および重要な会議・委員会のすべてに出席し、議事の経過・結果を監査しております。

- ③ 監査等委員会は、必要の都度、対象部署に出向き、取締役および従業員に照会するなどにより、会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行う。また、監査等委員会の監査に、取締役および従業員は協力する。

【運用状況】

監査等委員会は、監査を通じて会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行い、取締役および従業員は監査等委員会からの照会や改善勧告に適切に対応しております。

- ④ 当社の監査等委員会は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、当社および子会社の監査が実効的に行われる体制を確保する。

【運用状況】

監査等委員会は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、子会社の監査が適切に行われていることを確認しております。

- ⑤ 当社および子会社の取締役および従業員は、会社および関係会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査等委員会に報告する。また監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを保障する。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報窓口に通報があった場合には、監査等委員会に報告されております。また、コンプライアンス相談・通報窓口運用規程を定め、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないよう適切に運用しております。

- ⑥ 当社はコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、当社および子会社に不正または問題があった場合には、当社従業員、子会社取締役、同監査役および同従業員が、当社に対して通報する制度を導入し、当社はコンプライアンス委員会を通じて当該事案の解決を行うほか、不正行為の防止策についても討議を行い、同委員会には監査等委員も委員として参加する。また、上記の通報を行った者が、不利な取扱いを受けないことも保障し、相談・通報制度の実効性を確保する。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報窓口に通報があった場合には、コンプライアンス委員会を通じて解決を図り、不正行為防止のための討議・解決を行っております。コンプライアンス委員会は3ヶ月に1度開催され、通報があった場合の通報案件の他、法令遵守に関する事項について検討を行っております。

- ⑦ 監査等委員会は、監査室と連携し、必要に応じて監査の共同実施、情報の共有化を図る。

【運用状況】

監査等委員会は、監査計画に基づき監査室と共同で監査を実施し、また、監査室の監査報告書を確認し情報の共有化を図っております。

- ⑧ 当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用および債務の当社負担額について、監査等委員の請求等に従い円滑に処理し得る体制を整える。

【運用状況】

監査等委員の職務の執行で生じる費用については、予算を計上し、事前に監査費用を確保しております。また、生じた費用は監査等委員の請求に応じ、適切に処理しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10 社

連結子会社の名称

オーバルアシスタンス株式会社

株式会社山梨オーバル

株式会社宮崎オーバル

OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.

OVAL TAIWAN CO.,LTD.

HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.

HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.

OVAL ENGINEERING INC.

OVAL ENGINEERING SDN. BHD.

OVAL Corporation of America

(2) 主要な非連結子会社の名称

OVAL VIETNAM JVC. LTD.

(3) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1 社

OVAL VIETNAM JVC. LTD.

(2) 持分法適用の関連会社の数 2 社

山陽機器検定株式会社

OVAL THAILAND CO.,LTD.

(3) 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社新広宣伝社

(4) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.、OVAL TAIWAN CO.,LTD.、HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.、HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.、OVAL ENGINEERING INC.、OVAL ENGINEERING SDN. BHD.、OVAL Corporation of Americaの決算日は12月末日であり、他の連結子会社の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品・半製品・仕掛品・原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び運搬具 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～10年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金 …………… 当社は、役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく、連結会計年度末要支給額を計上していましたが、2006年7月以降新規の引当計上を廃止しております。従いまして、当社の当連結会計年度末の残高は、現任取締役が2006年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。一部の連結子会社は役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 環境対策引当金 …………… 環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

- ⑤ 製品回収関連損失引当金 …………… 連結子会社の一部は、製造した一部の微流量燃料油メーターの回収を行うこととなり、今後発生が予想される費用の支出に備えるため、合理的な金額を見積り、計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当企業グループは以下の事業を行っております。

イ) センサ部門

主に工業用計測機器および関連機器の製造・販売

ロ) システム部門

主に計装および制御・管理装置の製造・販売

ハ) サービス部門

主に工業用計測機器および装置に関するメンテナンス業務、流量計の検定業務

いずれの事業においても、顧客との間の履行義務は、約束した仕様および品質の財およびサービスを提供することと認識しております。

② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点としては、以下のとおりです。

イ) センサ部門

(i) 据付および現地での調整作業を伴う場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 据付および現地での調整作業を伴わない場合には、納入時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内の販売においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

ロ) システム部門

(i) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、センサ部門と同様としております。

(ii) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転しない場合には、センサ部門と同様としております。

ハ) サービス部門

(i) 現地で役務を提供する場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 修理部品の販売、当企業グループの工場において修理を行い顧客に返却する場合には、納入時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。なお、在外連結子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外国為替規程および権限統制規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容および理由

「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

① 顧客に支払われる対価

販売手数料として特約店等に支払われる対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

② 工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法に比べ、当連結会計年度の売上高は2,677千円減少し、販売費及び一般管理費は2,677千円減少しましたが、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益について与える影響はありません。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」および「流動資産」の「その他」に含めていた「契約資産」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」および「契約資産」として表示し、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」および「契約負債」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準等」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項等の注記を行うこととしました。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 商品及び製品 764,107 千円

(2) 仕掛品 574,203 千円

当連結会計年度末において、商品及び製品ならびに仕掛品の正味売却価額が取得原価より低下しているときには、収益性が低下しているとみて、取得原価を正味売却価額まで切り下げております。正味売却価額の見積りには、将来の追加製造原価および販売直接経費の予測が必要となりますが、その見積りには不確実性を伴い、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産 267,657 千円

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期およびその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

7. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束時期は不透明であり、経済活動への影響を予想することは困難な状況にありますが、当連結会計年度末時点で入手可能な情報等を踏まえて、2023年3月期連結会計年度末までは、当該影響が緩やかに回復しつつも継続するとの仮定のもと、関連する会計上の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

建物及び構築物	89,675千円
機械装置及び運搬具	0千円
土地	4,525,795千円
合計	4,615,470千円
短期借入金	421,263千円
長期借入金	305,268千円
合計	726,532千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,271,145千円

3. 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額 4,078,229千円

4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額） 571,717千円

5. 保証債務

下記のとおり契約履行保証を行っております。

保証先	金額
JGC Holdings Corporation	11,045千円
Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd.	6,846千円
China Petrochemical International (NINGBO) Co.,Ltd	5,672千円
合計	23,564千円

連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	26,180,000	—	—	26,180,000

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	3,775,991	—	—	3,775,991

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	67,212	3.0	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	67,212	3.0	2021年9月30日	2021年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	67,212	3.0	2022年3月31日	2022年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借り入れにより資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは外国為替規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	122,717	122,717	-
長期借入金	1,600,049	1,584,259	△15,790

(※) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	127,923

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券			
其他有価証券			
株式	122,717	—	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期借入金	—	1,584,259	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	事業部門			合計
	センサ	システム	サービス	
出荷元の国別				
日本	5,661,892	1,204,420	2,328,533	9,194,846
中国	483,775	－	11,759	495,535
台湾	175,113	－	1,275	176,389
韓国	774,296	－	1,015	775,311
シンガポール	217,357	65,983	20,837	304,179
マレーシア	133,385	－	－	133,385
アメリカ合衆国	65,026	－	－	65,026
顧客との契約から生じる収益	7,510,847	1,270,403	2,363,422	11,144,674
外部顧客への売上高	7,510,847	1,270,403	2,363,422	11,144,674
収益認識の時期別				
一時点で移転される財およびサービス	7,510,847	1,218,392	2,363,422	11,092,663
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	－	52,011	－	52,011
顧客との契約から生じる収益	7,510,847	1,270,403	2,363,422	11,144,674
外部顧客への売上高	7,510,847	1,270,403	2,363,422	11,144,674

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,196,592	4,202,987
契約資産	162,104	8,680
契約負債	55,367	158,206

契約資産の増減は、主として、システム部門において、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合における収益認識により増加が生じ、顧客との契約から生じた債権への振替により減少が生じたものであります。契約負債の増減は、主として、前受金の受取りにより増加が生じ、収益認識により減少が生じたものであります。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、18,199千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	4,206,673
1年超	271,690
合計	4,478,364

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 586円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円77銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法に関する事項

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品・半製品・仕掛品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法に関する事項

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械及び装置 7年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～10年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準に関する事項

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、2006年7月以降新規の引当計上を廃止しております。従いまして、当事業年度末の残高は、現任取締役が2006年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。

(5) 環境対策引当金

環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準に関する事項

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社は以下の事業を行っております。

① センサ部門

主に工業用計測機器および関連機器の製造・販売

② システム部門

主に計装および制御・管理装置の製造・販売

③ サービス部門

主に工業用計測機器および装置に関するメンテナンス業務、流量計の検定業務

いずれの事業においても、顧客との間の履行義務は、約束した仕様および品質の財およびサービスを提供することと認識しております。

(2) (1)の義務に係る収益を認識する通常の時点としては、以下のとおりです。

① センサ部門

(i) 据付および現地での調整作業を伴う場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 据付および現地での調整作業を伴わない場合には、納入時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内の販売においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

② システム部門

(i) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、センサ部門と同様としております。

(ii) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転しない場合には、センサ部門と同様としております。

③ サービス部門

(i) 現地で役務を提供する場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 修理部品の販売、当社の工場において修理を行い顧客に返却する場合には、納入時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準に関する事項

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

6. ヘッジ会計の方法に関する事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約

ヘッジ対象 …… 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務および外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外国為替規程および権限統制規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法および償却期間

10年間の定額法により償却しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法に関する事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容および理由

「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

① 顧客に支払われる対価

販売手数料として特約店等に支払われる対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

② 工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法に比べ、当事業年度の売上高は2,677千円減少し、販売費及び一般管理費は2,677千円減少しましたが、営業利益、経常利益および税引前当期純利益について与える影響はありません。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準等」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

10. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 商品及び製品 599,626 千円

(2) 仕掛品 364,361 千円

当事業年度末において、商品及び製品ならびに仕掛品の正味売却価額が取得原価より低下しているときには、収益性が低下しているとみて、取得原価を正味売却価額まで切り下げております。正味売却価額の見積りには、将来の追加製造原価および販売直接経費の予測が必要となりますが、その見積りには不確実性を伴い、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産 341,024 千円

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期およびその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

11. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り
連結注記表の「追加情報」の記載を参照ください。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産および担保付債務	
建物及び構築物	39,290千円
機械及び装置	0千円
土地	4,511,000千円
合計	4,550,290千円
短期借入金	420,000千円
長期借入金	300,000千円
合計	720,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	6,647,396千円
3. 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	4,078,229千円
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った年月日……………2002年3月31日	
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 （時価が帳簿価額を下回る金額）	571,717千円
5. 保証債務	
OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.（関係会社）等の金融機関からの借入金他527,806千円に対し債務保証を行っております。	
6. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	273,617千円
長期金銭債権	194,124千円
短期金銭債務	145,149千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	784,543千円
仕入高	1,800,484千円
その他の営業取引高（支払等）	114,618千円
営業取引以外の取引高（収益）	104,446千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,775,991	—	—	3,775,991

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	436,556千円
賞与引当金	132,278千円
固定資産の評価額に係る一時差異	45,976千円
貸倒引当金	4,187千円
棚卸資産評価損	16,188千円
資産調整勘定	106,161千円
役員退職慰労引当金	1,175千円
その他	28,931千円
繰延税金資産小計	771,455千円
評価性引当額	△339,218千円
繰延税金資産合計	432,236千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△86,038千円
その他有価証券評価差額金	△5,084千円
その他	△89千円
繰延税金負債合計	△91,212千円
繰延税金資産の純額	341,024千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.	直接 80.0%	当社製品の製造および販売 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注)	522,133	—	—

(注) OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.の金融機関からの借入金他に対し、債務保証をしております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記 「4. 収益および費用の計上基準に関する事項」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 505円59銭
- 1 株当たり当期純利益 11円56銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。